

非正規労働者に対する適用範囲の拡大

改正の背景

- 平成21年雇用保険法改正に併せ、短時間労働者の適用基準を「1年以上雇用見込み」から「6か月以上雇用見込み」に緩和（業務取扱要領を改正）
- 現在、「6か月以上雇用見込み」要件のために適用が受けられない者がいるが、非正規労働者に対する雇用のセーフティネット機能の強化を図るため、更なる緩和が必要

改正の内容

- 短時間労働者についての適用基準である「6か月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和する。

<現行>

「週所定労働時間20時間以上」
 「6か月以上雇用見込み」（業務取扱要領に規定）

<改正後>

「週所定労働時間20時間以上」
 「31日以上雇用見込み」（雇用保険法に規定）

- このほか、現行の業務取扱要領において適用除外としている「週所定労働時間20時間未満の者」、「昼間学生アルバイト」等についても、法律に規定。

<改正後>

